

重要事項説明書

合同会社ころ
あるく訪問看護ステーション

重要事項説明書（訪問看護用）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社 ころろ
代表者氏名	代表社員 川口 美沙
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	堺市中区深井清水町 3767 嶋原ビル 電話：072-260-9855 FAX：072-260-9856
法人設立年月日	令和7年7月30日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	あるく訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	2766190769
事業所所在地	堺市中区深井清水町 3767 嶋原ビル 201
連絡先 相談担当者名	電話：072-260-9855 管理者 川口 美沙
事業所の通常の 事業の実施地域	堺市全域、大阪狭山市、高石市他

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態〔要支援状態〕の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日	ただし 12 月 30 日～1 月 3 日を除く
営 業 時 間	月曜日～金曜日 土曜日	午前 9 時～午後 6 時 午前 9 時～午後 6 時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～土曜日	ただし 12 月 30 日～1 月 3 日を除く
サービス提供時間	月曜日～金曜日 土曜日	午前 9 時～午後 6 時 午前 9 時～午後 6 時

(5) 事業所の職員体制

管理者	川口 美沙
-----	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常 勤 2 名

看護職員 (看護師・ 准看護師)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常 勤 2名 非常勤 1名
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 名 非常勤 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状、障害の観察 ② 対人関係、日常生活の支援 ③ 服薬の観察、支援 ④ 生活習慣、リズムの確立 ⑤ 生活技術、社会技能等の獲得 ⑥ 床ずれの予防、処置 ⑦ ターミナルケア ⑧ 認知症患者の看護 ⑨ 療養生活や介護方法の指導 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(単位：円) (介護保険を適用する場合) について

サービス内容	提供時間	算定額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護・看護師	20 分未満	3,359	336	672	1,008
訪問看護・看護師	30 分未満	5,040	504	1,008	1,512
訪問看護・看護師	30 分以上 1 時間未満	8,806	881	1,762	2,642
訪問看護・看護師	1 時間以上 1 時間 30 分未満	12,070	1207	2,414	3,621
訪問看護・准看護師	20 分未満	3,028	303	606	909
訪問看護・准看護師	30 分未満	4,537	454	908	1,362
訪問看護・准看護師	30 分以上 1 時間未満	7,929	793	1,586	2,379
訪問看護・准看護師	1 時間以上 1 時間 30 分未満	10,861	1086	2,173	3,259
(予防)訪問看護・看護師	20 分未満	3,242	325	649	973
(予防)訪問看護・看護師	30 分未満	4,825	483	965	1,448
(予防)訪問看護・看護師	30 分以上 1 時間未満	8,495	850	1,699	2,549
(予防)訪問看護・看護師	1 時間以上 1 時間 30 分未満	11,663	1,167	2,333	3,499
(予防)訪問看護・准看護師	20 分未満	2,921	293	585	877
(予防)訪問看護・准看護師	30 分未満	4,344	435	869	1,304
(予防)訪問看護・准看護師	30 分以上 1 時間未満	7,650	765	1,530	2,295
(予防)訪問看護・准看護師	1 時間以上 1 時間 30 分未満	10,496	1,050	2,100	3,149

※サービス提供開始時刻が早朝・夜間・深夜の場合には、基本単価に以下の額が 1 回につき加

早朝	夜間	深夜
午前 6 時から午前 8 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午後 10 時から午前 6 時まで
加算額	加算額	加算額
100 分の 25	100 分の 25	100 分の 50

算されます。

※ 指定訪問看護ステーションの場合（加算） 単位：円

加 算	利用料	1 割負担	2 割負担	3 割負担	算 定 回 数 等
緊急時訪問看護加算Ⅰ （訪問看護ステーション）	6,420	642	1,284	1,926	1 月に 1 回
緊急時訪問看護加算Ⅱ （訪問看護ステーション）	6,141	614	1,229	1,843	1 月に 1 回
特 別 管 理 加 算（Ⅰ）	5,350	535	1,070	1,605	1 月に 1 回
特 別 管 理 加 算（Ⅱ）	2,675	268	535	803	
ターミナルケア加算	21,400	2140	4,280	6,420	死亡月に 1 回
初 回 加 算 Ⅰ	3,745	375	749	1124	初回のみ
初 回 加 算 Ⅱ	3,210	321	642	963	初回のみ
退 院 時 共 同 指 導 加 算	6,420	642	1,284	1,926	1 回あたり
看護介護職員連携強化加算	2,675	268	535	803	1 月に 1 回
複数名訪問看護加算Ⅰ	2,717	272	544	816	複数の看護師等が同時に実施 30 分未満（1 回につき）
	4,301	431	861	1,291	複数の看護師等が同時に実施 30 分以上（1 回につき）
複数名訪問看護加算Ⅱ	2,150	215	430	645	看護師等が看護補助者と同時に実施 30 分未満（1 回につき）
	3,391	340	679	1,018	看護師等が看護補助者と同時に実施 30 分以上（1 回につき）
長 時 間 訪 問 看 護 加 算	3,210	321	642	963	1 回あたり
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5/100				1 回あたり
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10/100				1 回あたり

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかっこ内に記載しています。）に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

※ 特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護

を行った場合に加算します。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、他系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（1時間以上1時間30分未満）に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問看護を行った場合に加算します。なお、当該加算を

算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収しません。また、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。

中山間地域等：千早赤阪村の全域、太子町の一部(山田)、能勢町の一部(東郷、田尻、西能勢)

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。

同一の建物に20人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が20人以上居住する建物を言います。

(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る。)

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(4) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(単位：円)(医療保険を適用する場合)について

サービス内容	提供回数・時間	算定額	1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・看護師(OT)	週3日まで 30分以上	5,550	560	1,110	1,670
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・看護師(OT)	週3日まで 30分未満	4,250	430	850	1,280
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・看護師(OT)	週4日以降 30分以上	6,550	660	1,310	1,970
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・看護師(OT)	週4日以降 30分未満	5,100	510	1,020	1,530
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・准看護師	週3日まで 30分以上	5,050	510	1,010	1,520
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・准看護師	週3日まで 30分未満	3,870	390	770	1,160
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・准看護師	週4日以降 30分以上	6,050	610	1,210	1,820
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・准看護師	週4日以降 30分未満	4,720	470	940	1,420

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ・看護師(OT)	週3日まで 同一日3人以上 30分以上	2,780	280	560	830
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ・看護師(OT)	週3日まで 同一日3人以上 30分未満	2,130	210	430	640
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ・看護師(OT)	週4日以降 同一日3人以上 30分以上	3,280	330	660	980
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ・看護師(OT)	週4日以降 同一日3人以上 30分未満	2,550	260	510	770
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ・准看護師	週3日まで 同一日3人以上 30分以上	2,530	250	510	760
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ・准看護師	週3日まで 同一日3人以上 30分未満	1,940	190	390	580
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ・准看護師	週4日以降 同一日3人以上 30分以上	3,030	300	610	910
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ・准看護師	週4日以降 同一日3人以上 30分未満	2,360	240	470	710
訪問看護基本療養費Ⅰ 看護師	週3日まで	5,550	560	1,110	1,670
訪問看護基本療養費Ⅰ 看護師	週4日以降	6,550	660	1,310	1,970
訪問看護基本療養費Ⅰ 准看護師	週3日まで	5,050	510	1,010	1,520
訪問看護基本療養費Ⅰ 准看護師	週4日以降	6,050	610	1,210	1,820
訪問看護基本療養費Ⅱ 看護師	週3日まで 同一日3人以上	2,780	280	560	830
訪問看護基本療養費Ⅱ 看護師	週4日以降 同一日3人以上	3,280	330	660	980
訪問看護基本療養費Ⅱ 准看護師	週3日まで 同一日3人以上	2,530	250	510	760
訪問看護基本療養費Ⅱ 准看護師	週4日以降 同一日3人以上	3,030	300	610	910

訪問看護管理療養費 1 (機能強化型訪問看護管理療養費 1～3以外)	月の初日の訪問	7,670	780	1,530	2,300
	月の2日目以降の訪問場合	3,000	300	600	900

※加算について (単位:円)

加 算		利用料				算 定 回 数 等
24 時間対応体制加算		6,800	680	1,360	2,040	1 月に 1 回
特別管理加算 下記①に該当する場合		5,000	500	1,000	1,500	1 月に 1 回
特別管理加算 下記②～⑤に該当する場合		2,500	250	500	750	1 月に 1 回
訪問看護ターミナルケア療養費		20,000	2,000	4,000	6,000	死亡月に 1 回
乳幼児加算		500	50	100	150	1 日に 1 回
幼児加算		500	50	100	150	1 日に 1 回
退 院 時 共 同 指 導 加 算		6,000	600	1,200	1,800	1 回当たり
特別管理指導加算		2,000	200	400	600	1 回当たり
退院支援指導加算		6,000	600	1,200	1,800	1 回当たり
夜間・早朝訪問看護加算		2,100	210	420	630	1 回当たり
深夜訪問看護加算		4,200	420	840	1,260	1 回当たり
複数名精神 科訪問看護 加算	看護師の場合	4,500	450	900	1,350	1 回当たり
	准看護師の場合	3,800	380	760	1,140	
	看護補助者の場合	3,000	300	600	900	
精神科複数 回訪問加算	1 日 2 回の場合	4,500	450	900	1,350	1 日当たり
	1 日 3 回以上	8,000	800	1,600	2,400	
長時間精神科訪問看護加算		5,200	520	1,040	1,560	1 回当たり
在宅患者連携指導加算		3,000	300	600	900	1 月に 1 回
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000	200	400	800	1 月に 2 回まで
訪問看護情報提供療養費		1,500	150	300	450	1 月に 1 回
精神科緊急訪問加算		2,650	270	530	800	1 日に 1 回

精神科重症患者支援管理 連携加算	8,400	840	1,680	2,520	1月に1回
---------------------	-------	-----	-------	-------	-------

※24時間対応体制加算は、利用者・家族から電話等で看護に関する意見を求められた場合に常に対応でき、必要に応じて緊急の訪問看護を行うことができる体制にある場合、また、利用者に同意が得られた場合に算定します

※特別管理加算は①～⑤該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ①・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態にある
 - ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある
 - ・気管カニューレを使用している状態にある
 - ・留置カテーテルを使用している状態にある
- ②・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある
 - ・在宅血液透析指導管理を受けている状態にある
 - ・在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある
 - ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある
 - ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある
 - ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある
 - ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある
 - ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある
 - ・在宅肺高血圧患者指導管理を受けている状態にある
 - ・在宅人口呼吸指導管理を受けている状態にある
- ③・人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある
- ④・真皮を越える褥瘡の状態にある
 - 1) N P U A P 分類Ⅲ度またはⅣ度
 - 2) D E S I G N - R 分類D3、D4またはD5
- ⑤・在宅患者訪問点滴注射管理指導を算定している

※訪問看護ターミナルケア療養費は、訪問看護基本療養費および精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師等が、在宅で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡したものを含む)に対して、その主治医の指示により、その死亡日および死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者およびその家族等に対して説明をしたうえでターミナルケアを行った場合に算定します。

※乳幼児加算/幼児加算は、3歳未満の乳幼児または3歳以上6歳未満の幼児に対し、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合に算定します。

※退院時共同指導加算は、主治医の所属する保険医療機関または介護老人保健施設に入院・入所中の利用者または家族に対して、主治医または施設職員とともに、看護師等(准看護師を除く)が療養上の指導を行った場合に算定します。

※特別管理指導加算は下記の特別な管理が必要な方に対して、退院時共同指導を行った場合に加算します。

- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある

または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある

②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧患者指導管理、在宅人口呼吸指導管理を受けている状態にある

③人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある

④真皮を越える褥瘡の状態にある

1) N P U A P 分類Ⅲ度またはⅣ度

2) D E S I G N - R 分類 D 3、D 4 または D 5

⑤在宅患者訪問点滴注射管理指導を算定している

※退院支援指導加算は、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者および診療により、退院当日の訪問看護が必要であると認められた方が保険医療機関から退院する日に看護師等（准看護師を除く）が在宅での療養上の指導を行った場合に算定します。

（厚生労働大臣が定める疾病等は下記と特別管理指導加算に示す①～⑤の状態）☆1）

・末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋萎縮側索硬化症・脊髄小脳変性症・ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー症・パーキンソン関連疾患（進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病[ホーエン・ヤールの分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度]に限る）・多系統萎縮症（線条体黒質変性症・オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群）・プリオン病・亜急性硬化性全脳炎・ライソゾーム病・副腎白質ジストロフィー・脊髄性筋萎縮症・球脊髄性筋萎縮症・慢性炎症性脱髄性多発神経炎・後天性免疫不全症候群・頸髄損傷・人工呼吸器を使用している

※夜間・早朝訪問看護加算/深夜訪問看護加算は、夜間(午後6時～午後10時までの時間)・早朝(午前6時～午前8時までの時間)、深夜(午後10時～翌6時までの時間)で、利用者の求めに応じて訪問看護を行った場合に加算します。

※複数名精神科訪問看護加算は、主治医の指示に基づき、保健師または看護師が同時に他の保健師等、看護補助者または精神保健福祉士と、同時に指定訪問看護を行うことについて利用者または家族の同意を得て、指定訪問看護を行った場合に加算します。

※精神科複数回訪問加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師、看護師、准看護師および作業療法士が、精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する利用者に対して、その主治医の指示に基づき、1日に2回または3回以上訪問した場合に加算します。

※長時間精神科訪問看護加算は、厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合について週1回に限り算定します。ただし、15歳未満の超重症児・準超重症児の利用者に限り、週3回まで加算します。

※在宅患者連携指導加算は、利用者の同意を得て、訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文書により情報共有を行い、看護師等(准看護師)がそれを踏まえた療養上の指導を行った場合に加算します。

※在宅患者緊急時等カンファレンス加算は、在宅療養を行っている利用者の状態の急変に伴い、在宅療養を担う医療機関の医師の求めにより、その医師、訪問診療等をしている歯科医師や薬局の薬剤師、介護支援専門員と看護師等(准看護師を除く)とで共同で患家を訪問し、カンファ

レンズに参加し、療養上必要な指導を行った場合に加算します。

※訪問看護情報提供療養費は、訪問看護基本療養費および精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、当該利用者の居住地を管轄する市町村等に対して、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に加算します。

※精神科緊急訪問看護加算は、利用者・家族等の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により、緊急の訪問看護を行った場合に加算します。

※精神科重症患者早期集中支援管理連携加算は、精神科在宅患者支援管理料2を現に算定する利用者に対して、当該利用者の在宅療養を担う保健医療機関と連携して、支援計画に基づき、定期的な訪問看護を行った場合に、月1回に限り加算します。

4 その他の費用について

① 交通費	交通費は不要です。
② キャンセル料	キャンセル料は不要です。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の30日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）口座振替え （イ）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	川口 美沙
	イ	連絡先電話番号	072-260-9855
		同ファックス番号	072-260-9856
	ウ	受付日及び受付時間	月～土 9:00～18:00 (ただし祝日、12月30～1月3日を除く)

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証や健康保険証、公費などの受給者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認くださいようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (6) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。
職員へのハラスメントにより、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 川口 美沙
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。

- (5) 苦情解決体制を整備しています。
- (6) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (7) 介護相談員を受入れます。
- (8) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

- ・ 所属医療機関 _____
- ・ 主治医 _____ 医師 _____
- ・ 家族等の氏名[続柄] _____ [_____]

・連絡先

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村：堺市 長寿社会部 介護保険課 電話番号：072 - 228 - 7513

居宅介護支援事業者：事業所（ ）
所在地（ ）
担当介護支援専門員（ ）
電話番号（ ）

なお、事業者は賠償責任保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者総合保障制度
補償の概要	訪問看護事業者賠償責任保険

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求

することができます。

16 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する者 氏 名 _____ (連絡先:072-370-1728)

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者 負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額					

（医療保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者 負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額					

(3) その他の費用

①交通費の有無	重要事項説明書 4－①記載のとおりです。
②キャンセル料	重要事項説明書 4－②記載のとおりです。

- (4) 1 か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から 1 ヶ月以内とします。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

①提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・管理者は、訪問看護員に事実関係の確認を行う。
- ・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する）

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 あるく訪問看護ステーション	所在地 堺市中区深井清水町 3767 嶋原ビル 201 電話番号 072-260-9855 ファックス番号 072-260-9856 受付時間 9：00～18：00(月～土) ただし、祝日と 12/30～1/3 を除く
【市町村（保険者）の窓口】 堺市長寿社会部 介護保険課	所在地 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 電話番号 072-228-7513 ファックス番号 072-228-7853 受付時間 9:00～17:30 ただし、祝日と 12/29～1/3 を除く
【市町村（保険者）の窓口】 ※（利用者の居宅がある市町村の介護保険担当課の名称を記載）	所在地 電話番号 ファックス番号 受付時間

【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課	所 在 地 大阪市中央区常磐町 1 丁 3 番 8 号 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00～17:00(月～金) ただし、祝日と 12/29～1/3 を除く
---	---

19 第三者評価の実施 有 ・ ☒ 無

実施先 名称 連絡先

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 58 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所 在 地	堺市堺区中区清水町 3767 嶋原ビル 201
	法 人 名	合同会社ころ
	代 表 者 名	川口 美沙 印
	事 業 所 名	あるく訪問看護ステーション
	説 明 者 氏 名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	(続柄) 印

☐ 上記署名は、利用者本人の同意を得て (続柄) が代行しました。